

令和5年度 自動点呼機器導入促進助成事業の概要

令和5年3月

公益社団法人全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器を導入する各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）に対して地方ト協を通じて助成金を交付する。

2. 予算額

5,000万円（500台分）※予算に達した時点で締め切りとする。

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小事業者を対象とする。

※中小事業者とは、中小企業基本法による中小企業者

- ・ 資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社 または
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成要件

- ・ 助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和4年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものとする。

5. 助成額

- ・ 対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円）

※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。

6. 申請要領

- ・ 申請先は所属する地方ト協あてとする。
- ・ 申請期間は、令和5年4月1日～令和6年2月29日とする。（地方ト協宛必着）
- ・ 申請に必要な書類は以下のとおりとする。
 - ①取扱店に支払った導入費用の領収証の写し
 - ②契約書もしくはサービス利用申込書等の写し

- ③管理NO（シリアルナンバー）が記載された書類の写し
（②に記載されている場合は、不要）
- ④国土交通省に届出をして受理された「乗務後自動点呼の実施にかかる届出書」の写し（受付印を確認）
- ⑤Gマーク事業所は、有効期間内の認定証の写し

7. その他

なお、本事業の詳細については、「自動点呼機器導入促進助成金 交付要綱」に基づくものとする。

以上